



第30回伊勢湾合同レース

2010/6/19,20

主催:JSAF外洋東海

協力:MORC

津フリート

鬼崎フリート

鬼崎ヨットクラブ

帆走指示書

1. 適用規則

1.1. 国際セーリング競技規則 2009-2012(以下、RRS)、JSAF外洋レース規則 2009、IRCルール 2010 Part A, Part B, Part C、JSAF特別規定 2010(以下、JSAF-OSR)、JSAF外洋東海 2010 年度レース公示、TRS、当該レース公示および本帆走指示書とする。但し、本帆走指示書により変更された上記規則の規定は除かれる。

2. 責任の所在

2.1. 競技者は、完全に自己のリスクでレガッタに参加している。RRS 4、「レースをすることの決定」参照。主催団体は、レガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後と関連して受けた物的損害または個人の負傷もしくは死亡に対する責任を否認する。

2.2. 艇と乗組員の安全の確保はオーナーの避けられない責任であり、オーナーは、所有艇が十分に艤装され、かつ、必要な耐航性を保ち荒天の海にも適した経験豊かなクルーを乗り組ませるようにしなければならない。オーナーは、船体、スパー、リギン、セールおよび全ての備品を確実に整備し、また安全備品が適正に維持格納され、それ等の使用方法と置場所を乗組員に熟知させておかなければならない。

2.3. JSAF-OSRおよびその他のJSAFが定める外洋レースに関わる特別規定の制定、適用およびこれ等の諸規定に基づく検査の実施によって、オーナーの全面的な責任は免れ得るものではない。

2.4. 乗組員は、自己の責任に於て自身の安全を確保し、落水等のないよう努め、かつ、艇と乗組員の安全の確保に努めなければならない。乗組員は、荒天の海にも耐え得る精神力と体力を養い、かつ、操艇または作業ができるよう技術を磨き、また全ての装備および安全備品の使用方法と置場所を熟知するよう努めなければならない。

2.5. 何れの艇に乗るか、またレースに参加するか否かは全て各乗組員の責任のみで決定される。



3. 出艇申告・体重チェック・艇長会議

- 3.1. IRC部門は、乗員重量は証書記載の乗員数×80kgを超えてはならない。各艇の責任において測定し、かつ、申告すること。
- 3.2. 艇長会議:6月20日(日)7:45～ 於:津ヨットハーバー。各艇の艇長は必ず出席すること。

4. インスペクション

- 4.1. レース委員会は、事前(出艇申告受付時より)、事後(各艇フィニッシュ後20分まで)を含めて、参加艇がレースの条件に適合しているかをチェックする権限があり、艇の責任者はそれを拒否できない。

5. 競技者への通告

- 5.1. 津ヨットハーバーに設置する公式掲示板に掲示される。
公式掲示板、確認時間 レース当日 08:00

6. レースの日程

- 6.1. 最初のレースのスタート予告信号 6月20日(日) 08:55(続けて、2レース目を行います)

7. コース

- 7.1. スタート→1マーク→2マーク→1マーク→フィニッシュ
マークを左舷に見て回航。

8. スタート方法及びスタートに関する信号

- 8.1. スタートはRRS 26の方式とする。クラス旗はJSAFクラブ旗を掲揚する。
- 8.2. スターティング・ラインは、本部船(スターボード・エンド)のオレンジ旗を掲揚したマスト、若しくはポールとスターティング・ライン・マーク(ポート・エンド)の間とする。
- 8.3. スタート信号から10分以内にスタートできなかった艇は「DNS」と記録される。

9. フィニッシュ

- 9.1. フィニッシング・ラインは、スターボードの端となる本部船のJSAFエンサインを掲揚したマストとポートの端となるマークの間とする。

10. 失格に代わる罰則

- 10.1. RRS 44.1、44.2 に以下を加える。



10.2. レーティング証書に関わる重大な規則違反については プロテスト委員会の判断により、規則に違反したレースについて、失格または 50%のペナルティーを適用する。

10.3. RRS第 5 章以外の規則違反についてプロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。また、軽微な規則違反に関しては、プロテスト委員会の判断により罰則を適用しないことがある。

11. タイムリミット

11.1. タイムリミットは 2 時間とし、それ以前にフィニッシュ出来なかった艇は「DNF」と記録する。

12. 棄権艇の通知義務

12.1. 出艇申告した艇がスタートしない場合には、その旨をレース委員会に速やかに通知しなければならない。

12.2. レースを棄権した場合には、その旨をレース委員会に速やかに通知しなければならない。但し、電話による場合には、これを必ず艇の責任者が行い、第三者による伝言は避けなければならない。

13. 抗議と救済の要求

13.1. 抗議しようとする艇はRRS 61.1 に加えて、フィニッシュ後直ちに、レース運営艇に抗議しようとする相手の艇名と その旨を通知しなければならない。

13.2. 抗議は所定の書式に記入し、最終レース終了後 90 分以内にレース委員会に提出しなければならない。

13.3. 抗議に関わる通告は、フィニッシュのコミッティーボートより指示する。

14. 修正時間・順位・得点

14.1. 「それぞれのルール」に定義されたレーティングシステムを使用する。

15. 安全規程

15.1. 出艇申告書を提出し、スタートしない艇またはリタイアした艇は、その旨をレース本部に直ちに報告しなければならない。また上記報告は当該艇の責任者が行わねばならず、第三者に伝言を託してはならない。

16. 無線通信

16.1. 無線送受信機および携帯電話は、遭難・緊急・安全の各通信、ならびに気象・海象に関する情報を気象庁・測候所等の公的機関から聴取する場合以外に使用してはならない。



17. 表彰（JSF外洋東海2010年度レース公示）

17.1. 参加数に応じて、それぞれの部門(クラス)の上位を表彰する。表彰の日時、場所等は後日告知し、表彰艇にも連絡する。

18. レース本部（レース委員会）の所在

18.1. 6月20日(日) 07:30～レース終了まで 津ヨットハーバー

18.2. レース委員長 豊田 哲郎(TEL:080-4094-5815)